

令和2年度広島県認知症介護実践研修（実践リーダー研修） 実施要領

1 研修の名称

- 令和2年度広島県認知症介護実践研修（実践リーダー研修）
- 広島県認知症介護アドバイザー養成課程

2 研修の目標

- (1) ケアチームにおける指導的立場として実践者の知識・技術・態度を指導する能力及び実践リーダーとしてのチームマネジメント能力を修得する。
- (2) 広島県認知症介護アドバイザーとして、地域において認知症介護に係る相談業務等の認知症ケア活動を行うための知識等を習得する。

3 研修実施主体

公益社団法人広島県介護福祉士会

（令和元年5月7日付け地包第150号で広島県から広島県認知症介護実践研修実施機関の指定）

4 実施期日、会場及び募集定員

(1) 第1回 定員45名

内容	期間	日 時	会 場
講義・演習	3日	令和2年10月14日（水）～10月16日（金）	広島県社会福祉会館
講義・演習	2日	令和2年11月5日（木）～11月6日（金）	広島県社会福祉会館
講義・演習	3日	令和2年11月25日（水）～11月27日（金）	広島県社会福祉会館
講義・演習	1日	令和2年12月2日（水）	広島県社会福祉会館
自施設実習	18日	令和2年12月7日（月）～12月24日（木）	各所属施設
結果報告・評価・修了式	1日	令和3年1月8日（金）	広島県社会福祉会館

(2) 第2回 定員45名

内容	期間	日 時	会 場
講義・演習	3日	令和3年1月20日（水）～1月22日（金）	広島県社会福祉会館
講義・演習	2日	令和3年1月27日（水）～1月28日（木）	広島県社会福祉会館
講義・演習	3日	令和3年2月17日（水）～2月19日（金）	広島県社会福祉会館
講義・演習	1日	令和3年2月24日（水）	広島県社会福祉会館
自施設実習	18日	令和3年2月27日（土）～3月16日（火）	各所属施設
結果報告・評価・修了式	1日	令和3年3月20日（土）	広島県社会福祉会館

【会 場】 広島県社会福祉会館 講堂（2階）
〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2

【講 師】 広島県認知症介護指導者

5 研修で目指すべき人物像

- (1) チームにおける認知症ケアの理念に基づいたスタッフのケア能力の評価を行うことができ、認知症ケアの知識、態度、技術について根拠を示しながら説明、指導することができる。
- (2) チームによる円滑な認知症ケアを推進するため、チームマネジメントの知識と技術を有し、チームを活性化して認知症者の生活の質を向上することができる。

6 受講対象者

次の各号にすべて該当する者とする。

- (1) 広島県の市町（広島市を除く。）に所在する施設・事業所等に所属している者で、介護業務に5年以上従事した経験を有している者で研修の全日程に参加できる者
- (2) 所属する施設・事業所等においてリーダーとしてチームケアを行う者、又は行う予定である者
- (3) 実践者研修を修了し1年以上経過している者
 なお、痴呆介護実務者研修（基礎課程）の修了者は、実践者研修を修了したものとみなす。
- (4) 研修終了後、広島県認知症介護アドバイザーとして、地域において認知症介護に係る相談業務等の認知症ケア活動を行うことに対し、所属の施設・事業所等の長の推薦及び同意を得ている者
- (5) 自施設実習では、認知症介護の経験の浅いスタッフへのOJT（職場内教育）を通じた指導を18日間行うため、自施設にOJTの対象になるスタッフがいて、職場実習を行うことが可能な者

7 受講料

38,000円（税込、テキスト代含む。）

- ※ 受講料は、受講決定通知書に同封する払込取扱票で指定の振込期日までに、郵便局にて支払うこと。なお、振込手数料は受講者が負担すること。
- ※ 納入された受講料は、原則として返還しない。ただし、受講開始の14日前までに受講を辞退した場合は、全額受講料を返還する。なお、返還金は手数料を除いた金額を口座振り込みにより返還する。
- ※ 振込の有無にかかわらず、受講を辞退される場合は、必ず事務局まで連絡を行う事とする。
- ※ 受講決定後の辞退等が無いように、「実施要領・研修日程」等十分に確認の上、申し込むこと。
- ※ 受講料には、受講者の会場までの交通費及び食費等は含まれない。

8 研修日程

(1) 講義・演習（9日）

9:00	9:15	10:15	12:15	13:00	17:00
一 日 目	認知症介護実践 リーダー研修の 理解	認知症の専門的理解	昼 休 憩	認知症ケアに関する施策の動向と地域展開	
9:00	12:00	12:45	16:15	16:45	17:00
二 日 目	認知症介護実践リーダーの役割	昼 休 憩	チームにおけるケア理念の構築方法	実 習 説 明	振 り 返 り
9:00	12:00	12:45	16:45	17:00	
三 日 目	実践者へのストレスマネジメントの理論と方法	昼 休 憩	チームケアのためのケースカンファレンスの技法と実践	振 り 返 り	
9:00	12:00	12:45	16:45	17:00	
四 日 目	認知症ケアにおけるチームアプローチの 基本と実践	昼 休 憩	職場内教育（OJT）の方法の理解と実践I （運用法）	振 り 返 り	
9:00	12:00	12:45	16:45	17:00	

五日目	職場内教育（OJT）の方法の理解と実践II （技法）	昼休憩	職場内教育（OJT）の方法の理解と実践II （技法）	振り返り	
	9:00 10:00	12:00 12:45		16:45 17:00	
六日目	認知症ケアの指導の基本的視点	認知症ケアに関する倫理の指導	昼休憩	認知症の人への介護技術指導（食事・入浴・排泄等）	振り返り
	9:00	12:00 12:45		16:45 17:00	
七日目	認知症の人の行動・心理症状（BPSD）への介護技術指導	昼休憩	認知症の人の権利擁護の指導	振り返り	
	9:00	11:30 12:00 12:45		16:45 17:00	
八日目	認知症の人の家族支援方法の指導	家族介護体験講演	昼休憩	認知症の人へのアセスメントとケアの実践に関する指導	振り返り
	9:00	12:00 12:45		16:45 17:00	
九日目	自施設実習の課題設定	昼休憩	自施設実習の課題設定	振り返り	

(2) 自施設実習（18日間） ※所属施設での実習

(3) 結果報告・自施設実習評価・修了式（1日）

十日目	オリエンテーション 結果報告・自施設実習評価	昼休憩	結果報告・自施設実習評価 修了式	
	9:00	12:00 13:00		17:00

9 研修内容

ねらいとカリキュラム参照。

10 テキスト

テキストは、当方が準備する。

11 申込み方法等

申込みについては、同一の施設・事業所等から1名とする。

(1) 介護保険施設等に従事する者

提出書類：①広島県認知症介護実践研修(実践リーダー研修)受講申込書(様式1)
②実践者研修又は痴呆介護実務者研修(基礎課程)の修了証書の写し

提出者：所属の介護保険施設等の代表者

提出先：公益社団法人広島県介護福祉士会

受講申込受付期間：

回数	受講申込受付期間
第1回	令和2年8月11日(火)～8月25日(火)
第2回	令和2年11月11日(水)～11月25日(水)

(2) 地域密着型サービス事業所等に従事する者

提出書類： ①広島県認知症介護実践研修(実践リーダー研修)受講申込書(様式1)
 ②実践者研修又は痴呆介護実務者研修(基礎課程)の修了証書の写し

提出者： 所属の地域密着型サービス事業所等の代表者

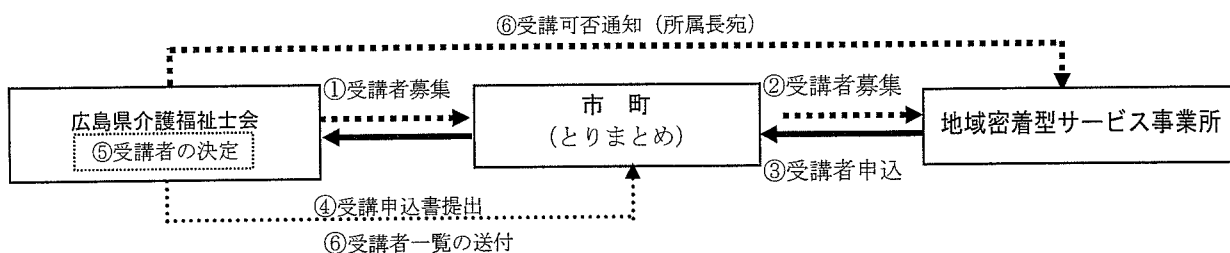
提出先： 当該事業所が所在する市町の介護保険担当課

受講申込受付期間及び市町への提出期限：

回数	受講申込受付期間	市町への提出期限
第1回	令和2年8月11日(火)～8月25日(火)	令和2年8月25日(火)
第2回	令和2年11月11日(水)～11月25日(水)	令和2年11月25日(水)

(3) その他

地域密着型サービス事業所等に従事する者の申込みについて、各市町は(様式2)に取りまとめの上、公益社団法人広島県介護福祉士会に受講申込書を提出する。



各市町から公益社団法人社団法人広島県介護福祉士会への提出期限：

回数	提出期限
第1回	令和2年9月1日(火)
第2回	令和2年12月1日(火)

12 受講決定

受講申込が多数の場合は、未受講施設を優先する。11(1)及び(2)でそれぞれ選考基準等により決定し、受講の可否については、研修日の2週間前までに、所属長宛に通知する。

13 修了認定

すべての講義・演習を受講し、18日間の自施設実習を行い、適正な実習課題レポートを作成し、報告会の参加をもって、全課程の修了を認定する。

14 修了証書の交付

修了を認定された者に対し、公益社団法人広島県介護福祉士会が修了証書を交付する。

15 個人情報の保護

- ・受講申込書に掲載された個人情報は、研修の目的のみに利用する。
- ・この研修の受講者名簿には、名前、所属及び職名を掲載する。
- ・受講申込書は、研修終了後に適切な方法で廃棄する。

16 研修時の遅刻及び欠席

- ・修了証の発行には、厚生労働省が定めた時間数の講義を受講することが必須となる為、遅刻・欠席・早退の場合は、研修の修了証の発行はできない。
- ・やむを得ず遅刻・欠席する場合は、講義開始前に必ず電話にて連絡を行う事とする。なお、連絡がなく10分以上遅刻した場合は、欠席扱いとする。
- ・やむを得ず遅刻・欠席・早退した場合は、次回の第1日目から受講することによって、修了認定とする。但し、第2回の研修については、次年度への振替ができない為、欠席扱いとする。
- ・いかなる理由があっても、講義中無断離席することは遅刻や早退と同様の扱いとする。

※やむを得ず欠席とは、身内（第三親等内及び配偶者の第二親等内）の不幸、もらい事故による遅刻、公共交通機関の遅延による遅刻、インフルエンザ等出勤停止を受けたもの。（遅延証明、治癒証明など確認を行う。）

17 新型コロナウイルス感染防止対策について

別紙《研修受講に関する大事なお願い》参照。

18 研修会場

広島県社会福祉会館の駐車場は利用できないため、公共交通機関又は近隣の有料駐車場を利用すること。

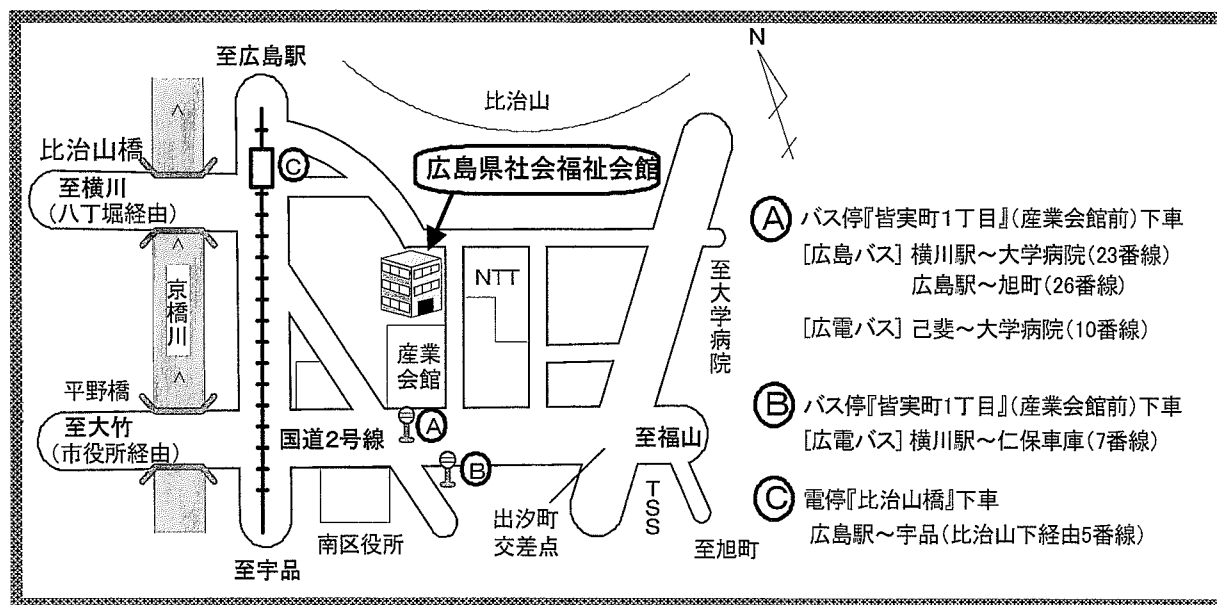
19 問合せ先

公益社団法人広島県介護福祉士会 事務局

〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 TEL(082)254-3016 FAX(082)254-3017

会場案内図

●会場（広島県社会福祉会館）



新型コロナウイルス感染防止対策に伴う《研修受講に関する大事なお願い》

● 受講当日朝の検温 及び、セルフチェック（咳や咽頭痛の有無）※

● スタッフによる 研修会場入室時の検温

● アルコールによる手指の消毒

● マスク・フェイスシールドの着用（必ずご持参ください）

フェイスシールドは当会でもご準備しておりますが、ご購入していただくようになりますので、事前にご連絡をお願い致します。

※受講前 2 週間から当日において以下の内容に該当する場合、受講をご遠慮いただく事となります。その際は大変恐縮ですが、速やかに広島県介護福祉士会 事務局までご連絡をお願い致します。（決定通知書と一緒に健康管理確認の為のチェックシートをお送りします）

①検温時、37.5℃以上の発熱が確認された場合。

②「咳」、「咽頭痛」「だるさ（倦怠感）」、「息苦しさ（呼吸困難）」、「嗅覚や味覚の異常」などの症状がある場合。

③新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある場合。

同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合。

④過去 14 日以内に、政府からの入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合。

尚、研修受講修了 14 日後に、健康調査を実施致します。

研修時に健康調査書をお渡しいたしますので、FAX にてご返送をお願い致します。ご返送いただけない場合は、申込時記載の担当者様宛に、お電話にてご確認をさせていただきます。

ご理解とご協力の程、よろしくお願い致します。

《感染症予防への取り組み》

●講師のマスク着用 ●アルコールの設置 ●施設内の換気

●座席の間隔確保 ●講師、スタッフの健康管理

・受講中に体調に変化を感じられた場合は、無理をなさらずお申し出ください。

・休憩時間等の会場内でのソーシャルディスタンスの確保にご協力をお願い致します。

※受講決定通知書をお送りする時に、
具体的な対応方法をご案内させていただきます。